

※以下、規約の「例」にある網掛け部分は、本資料を参考に、必ず規約に盛り込むこと（第6条2項は該当する場合のみ）。

（例）

〇〇地区〇〇〇クラブ規約

第1章 総則

（名称）

第1条 本クラブは、〇〇地区〇〇〇クラブと称する。

（目的）

第2条 本クラブは、クラブ員の〇〇〇競技における技能向上を目指すとともに、会員相互の親睦を図り、クラブ員の健全な心身の発育を促すことを目的とする。さらに、この目的に向かって活動することにより、学校の教育活動の充実と発展に寄与する。

（活動）

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）技能向上及び競技に必要な研修や練習等
- （2）クラブ員及び会員相互の交流を図るための親睦会等
- （3）その他、本クラブの目的を達成するのに必要な活動

第2章 構成員

（会員）

第4条 本クラブの会員は、本クラブに加入した児童生徒の保護者とする。

（クラブ員）

第5条 本クラブのクラブ員は、〇〇中学校、□□中学校に在籍し、本クラブの目的に賛同する者で構成し、各自の意志・判断で加入する。

- 2 将来、〇〇中学校に入学する予定の小学校4年生以上の児童で、本クラブの目的に賛同する者について、加入を認める。

（指導・監督者）

第6条 第3条（1）の活動を行うためにクラブ員を指導・監督する者をおく。

- 2 指導・監督者は、〇〇〇競技に精通した成人とする。
- 3 指導・監督者は、会長が委嘱する。

（構成員の資格）

第7条 本クラブの構成員登録は、年度毎に更新する。

- 2 年度途中の参加・脱退については、構成員各自の申し出により、会長を中心に協議する。

- 3 構成員にクラブの目的達成を阻害する言動等が見られた場合、その者を会長の権限において除名することができる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第8条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 会計 1名 (4) 監査 若干名 (顧問)

第9条 本クラブに、必要に応じて、地域の有識者や〇〇〇競技団体関係者等の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱し、必要に応じて会長の諮問に応じる。

(役員を選任)

第10条 会長は、総会において決定する。

- 2 副会長、会計及び監査は、会員の互選とする。

(役員職務)

第11条 会長は、本クラブを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本クラブの会計事務を行う。
- 4 監査は、本クラブの活動全般及び会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に事故があるとき、または、役員に本クラブの目的達成を阻害する言動等が見られた場合には、その職を解き役員代理を置く。役員代理の任期は、当該年度の末までとする。

第4章 会議

(会議の種類)

第13条 本クラブに次の会議を置く。

- (1) 総会 (2) 役員会

(会議の招集及び議事)

第14条 本クラブの会議は会長が招集し、会員の2分の1以上の参加で成立する。会議の議決は、参加者の過半数をもって成立する。

(総会)

第15条 本クラブの総会では、本規約の内容確認、規約の改廃等を扱うほか、会員相互の親睦を図るものとする。

- 2 総会では、事業計画・報告、予算・決算、役員を選任・解任等、運営に関する事項を取り扱う。

(役員会)

第16条 役員会は、総会に向けた準備等を行い、総会に提案すべき内容等を検討する。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第17条 本クラブの事務を処理するために事務局を設置し、複数名で事務処理にあたる。

第6章 会計

(運営費用)

第18条 本クラブの運営費用は、会員の会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会員の会費については、総会で決議し、別に定める。

3 本クラブの会計年度は、毎年、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章 事故・トラブル

(事故等の責任)

第19条 会員及びクラブ員は、本クラブの活動に際して、指導・監督者の指示に従い自己の責任において行動するものとする。

2 指導・監督者の指導の下で事故等が発生した場合は、会員及びクラブ員の協力を得て、解決に向けてクラブとして速やかに対応する。

指導外、または指導に反した行為等による事故等については、本クラブは一切の責任を負わない。

(保険への加入)

第20条 本クラブは、運営費用を使ってクラブ員全員をスポーツ傷害保険に加入させることとする。この保険の適応範囲外の補償を求める可能性がある場合は、それぞれの会員の判断で、クラブ員を別のスポーツ傷害保険等に加入させる。

2 本クラブは「浜松市学童等災害共済」制度の登録団体として適用されるよう、必要な手続きを行う。

※「〇〇損害責任保険」に加入する場合は、以下の3を記載すること。

3 指導中の事故等により、指導者の損害賠償責任が生じる可能性を踏まえ、運営費用により、指導者対象の「〇〇損害責任保険」に加入することとする。

(構成員間のトラブル等)

第21条 クラブ員同士、会員同士または会員とクラブ員間のトラブル等については、前向きかつ生産的な解消を目指して、当事者同士で穏当に話し合いを進める。トラブルが、本クラブの活動に直接起因していない場合、本クラブは一切の責任を負

わない。

- 2 クラブ員あるいは会員と指導・監督者間の問題については、会長および役員または顧問を窓口として健全に解決する。

第8章 雑則

(細則)

第22条 本規約に定めのない事項や運営上必要な細則については役員会で検討し、総会で承認を得る。

(規約改正)

第23条 本規約の改定は、随時行うことができる。改正内容は、役員会で検討し、総会で議決する。

附則

(施行期日)

- 1 本規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

継続登録の場合は、初回登録年度を施行期日とする。